

## 倫理規程

### (目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会(以下「運営委員会」という。)の運営委員及び運営委員会事務局職員が遵守すべき倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、運営委員会の社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に生かされるように図るとともに、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、運営委員会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

### (規律対象者の範囲)

第2条 この規程において、規律の対象となる者は、運営委員及び運営委員会事務局職員並びにその他の運営委員会関係者(以下「関係者等」という。)である。それぞれの定義はつぎのとおりとする。

- (1) 運営委員とは運営委員会規程第2条に規定する委員をいう。
- (2) 運営委員会事務局職員とは運営委員会規則第6条に規定する職員をいう。
- (3) 関係者等とは運営委員会規程第3条に規定する委員会委員及びアドバイザーをいう。

### (組織の使命及び社会的責任)

第3条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、運営委員会規程第1条に規定する目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営にあたらねばならない。

### (社会的信用の維持)

第4条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

### (法令等の遵守)

第5条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、関連法令及び本規程その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

(委員、職員及び関係者等の遵守事項)

第6条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力、セクシャルハラスメントをはじめとするハラスメント行為などの行為を行ってはならない。
- (2) 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 補助金、助成金等の経理処理に関して適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (5) 自らの社会的な立場を認識し、常に自らを厳しく律し、運営委員会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
- (6) 八百長等のスポーツの結果に影響を及ぼす不正行為をしてはならない。
- (7) 人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害等に基づく不合理な差別をしてはならない。

(コンプライアンス委員会の設置)

第7条 運営委員会にコンプライアンス委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視する。

- 2 コンプライアンス委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

(違反した場合の処分手続)

第8条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等が、第6条の遵守事項に違反する行為を行ったときは、懲戒審査委員会設置要綱に基づき運営委員長は当該事案の処分について懲戒審査委員会へ諮問しなければならない。なお、処分手続きは懲戒審査委員会設置要綱による。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、その職務の執行に際し、運営委員会との利益相反取引が生じる可能性がある場合には、直ちにその事実の開示、その他運営委員会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第10条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、その事業

(一財) 全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会

活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等の開示を求められたときはこれに応じ、補助金等交付団体、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第11条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、業務上知りえた個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研 鑽)

第12条 運営委員会の委員、運営委員会事務局職員及び関係者等は、公益事業活動の成果の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(改 廃)

第13条 この規程の改正は、全日本ろうあ連盟理事会の決議を経て評議員会に報告する。

2 この規程は運営委員会が解散した時に廃止するものとする。

附則

- 1 この規程は2023（令和5）年4月1日より施行する。
- 2 この規程は2023（令和5）年5月1日に改正する。
- 3 この規程は2023（令和5）年7月8日に改正する。